

精神障害者保健福祉手帳の
更新に必要な診断書の取得が困難な方は、
診断書の提出が 猶予 されます

新型コロナウイルス感染症対策のための期間限定の猶予措置として
精神障害者保健福祉手帳の更新手続きにあたり、医師の診断書の取得が困難な場合、
医師の診断書の提出を猶予します。

【対象者】

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、
更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある方

★更新の申請書の提出は必要です。（郵送による申請も可能です。）

★更新後は、有効期限が 2年間更新された手帳 を交付します。

*診断書なしで更新申請された方も、診断書の取得が可能となった時点で速やかに提出してください。

*障害年金等の受給を理由として申請される方は、通常どおり更新申請をしてください。

*医師の診断書の取得が可能な方は、通常どおり診断書を添えて更新申請をしてください。

【お問い合わせ先】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市健康福祉局健康部 精神保健課

(TEL : 072-228-7062 FAX : 072-228-7943)